

病後児保育利用ガイド



丸森たんぽぽこども園では病後児保育を行っています。
常駐看護師と保育士が病気回復期のお子さんを病後児専用のお部屋で保育します。



社会福祉法人丸森町社会福祉協議会
丸森たんぽぽこども園

1. ご利用にあたって

項目	概要
対象児	丸森町に在住する1歳～小学校3年生の児童 ※ 病気回復期にあり、医師が認めた場合
利用日	月曜日～金曜日 ※ (土、日、祝日、お盆期間(8/13～8/15)及び年末年始(12/29～1/3)はお休みです。)
利用時間	午前8時00分～午後6時00分まで
利用期間	連続して7日間利用できます。
定員	病状優先ではなく先着順となります。(1日2名まで) 利用される前に丸森たんぽぽこども園に確認してください。 ○ 丸森たんぽぽこども園 代表電話 0224-86-4336 ○ 病後児保育室 直通電話 0224-86-4424
利用料金	1時間 250円※1 (最大10時間利用2,500円、食事代込※2、又は持参可) ※1 生活保護世帯は無料となります。(受給証が必要です。) ※2 3歳以上児は主食のみ持参願います。又は1食60円で提供可。 アレルギー除去食の方は、食事を持参願います。

(注) 診療情報提供書費用は保護者負担となります。(保険適用)

2. 利用のお願い

【持ち物】

- 着替え一式(3～4枚) _____
- バスタオルまたは毛布 _____
- お薬依頼票 _____
- 薬(医師の処方によるものを1回分に分けて)
- ビニール袋(汚物入れ2～3枚)
-

必要な方は上記の持ち物以外に

- 紙おむつ(5～6枚) _____
- おしり拭き _____
- 食事用エプロン
- ミルク・哺乳瓶(1回分に分けて)

※ 予約の取り直し、又は遅れる場合は速やかに連絡してください。
連絡がない場合は取り消しとさせていただきます。

※ 入室後に一般状態に変化があり、保育が無理と判断した場合は、
保護者に連絡し、お迎えをお願いすることもあります。

※ 緊急の場合(保護者と連絡がとれない場合)は、保護者の了解(同意書)
のもと、園長の判断でかかりつけ医又は病医院に受診することもあります。

3. 利用の手順

1. 事前登録が必要です。

『① 病後児保育利用者登録書』、『② 同意書』
に記入し、丸森たんぽぽこども園に届けてください。
※在籍する保育施設でも受け取り可



病後児保育室を利用する場合



2. 予約

利用日前日又は当日に電話にて予約(確認)してください。
『③ 病後児保育利用申込書』、『④ おたより便』に記入してください。



3. 病院にて受診

利用日前日までに病院を受診し、診断結果を『⑤ 診療情報提供書』に医師に
記入していただく。ご利用は医師が病後児保育が可能と判断した児童だけです。



《持参するもの》

〔 『③ 病後児保育利用申込書』 『④ おたより便』
『⑤ 診療情報提供書』 『⑥ 母子手帳（予防接種状況）のコピー』
『⑦ 受給証のコピー』（生活保護世帯の方のみ) 〕



4. 病後児保育室に入室

(児童についてお話しをお聞きします。)



5. お迎え

『④おたより便』をお渡し、お子さんの様子をお知らせします。

4, 必要書類一覧

別紙の用紙に記入してください。なお、用紙の記入に関してご質問がある場合は、丸森たんぽぽこども園病後児保育室までご連絡ください。

【慢性疾患等がある場合】

熱性けいれんや喘息などの慢性疾患があり、与薬が必要な場合は、薬局からの薬の説明書もご持参ください。

書類名	登録時	利用時 (利用毎に提出)
① 病後児保育利用者登録書※	○	—
② 同意書	○	—
③ 病後児保育利用申込書	—	○
④ 病後児保育おたより便	—	○ 必要事項を記入して持参してください。(1頁)
⑤ 診療情報提供書	—	○ 医師に記入をお願いしてください。
⑥ 母子手帳(予防接種状況)の コピー	—	○
⑦ 受給証のコピー (生活保護世帯の方のみ)	—	○

※登録内容は年度ごとに更新が必要です。年度が替わりましたら「病後児保育利用再登録書」の提出をお願いします。(再登録書は各園で配布のほか、丸森たんぽぽこども園のHPからダウンロードできます。)

登録に必要な書類は、丸森たんぽぽこども園のホームページ内、保育事業のページからダウンロードできます。



▲丸森たんぽぽこども園
ホームページ

5. 利用できる症状の範囲

1. 感染症の場合

- (1) 感染症の入室は、急性期を過ぎ回復状態になった場合とします。
- (2) 感染症の入室は申し込み順としますが、種類の違う感染症が重なっている場合など、子どもの症状や状態により入室が無理な場合もあります

病名	病後児保育の目安
インフルエンザ	解熱後2日を経過（乳幼児にあたっては3日経過していること）しており、主要症状が軽減していること
麻疹	解熱後3日を経過しており、集団保育に差し支えがある場合
風疹	解熱し、発疹が消失（発疹出現後3日以上経過）していること
水痘	すべての発疹がかさぶたになっている（発疹出現から7日前後）
おたふくかぜ	発病後3日を経過しており、両耳下の腫脹がほぼ消失し、発熱がなく食事摂取が可能であること
突発性発疹	診断が確定しており、解熱していること
ヘルパンギーナ	発病後3日を経過しており、症状の回復傾向にあること
手足口病	解熱して食事が摂取可能であること
ウィルス性嘔吐・下痢性	発熱・嘔吐がなく、診断が確定しており下痢が軽減傾向にあること
流行性角結膜炎	目やに・流涙がほぼ消滅していること
急性出血性結膜炎	目やに・流涙がほぼ消滅していること
溶連菌感染症	抗生物質服用中であるが、解熱し、一般状態が安定している適切な治療を前日までに開始されていて、体温が37.4℃未満で
とびひ	適切な治療がなされ、ほぼ軽快していること
百日咳	レブリーゼ（独特な咳）が減少傾向にあり、治療効果があるとされる薬を最低5日間投与されていること
マイコプラズマ肺炎	解熱後24時間を経過しており、咳の強い時期を経過して回復期にあること
RSウイルス感染症	解熱後24時間を経過しており、重篤な呼吸器症状が消失していること
ヒトメタニューモウイルス感染症	解熱後24時間経過していること
咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消失後2日経過していること
新型コロナウイルス感染症	主症状が軽減し、解熱した後1日経過していること
その他の感染症	症状により、主治医・嘱託医・その他の意思において伝染の恐れがないと認められた場合

※解熱後とは、原則として解熱剤の使用なく37.0℃台に解熱したことを指します。
 ※その日の利用状況や感染症の状況によって保育をお受けできない場合があります。

2. 外傷・外科的疾患

骨折、脱臼や怪我は、保育者の介助や援助を受けながら食事や移動ができる場合入室可能

3. 耳鼻科

「医師より利用可能」と診断されれば入室可能

ただし、以下の場合には入室できません

(1) 熱の場合

入室時より37.5度以上の熱がある場合は入室できません。

(2) 嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

園の給食の中で対応できる範囲については入室できますが、激しい腹痛、頻繁に起こる下痢、嘔吐の場合、入室できません。また、特別な病児食（相談）が必要な場合も入室できません。

※ 利用基準は上記によりますが、病院の医師の意見を尊重します。

※ 治療については各自の保険を使用しますので、保険証のコピーをお願いします。

一般的症状

熱	37.4℃以下
食欲	水分補給が可能であり、普段通りの食事がほぼ摂れる状態である
消化器症状	腹痛がなく嘔吐もほぼ消失し、下痢があっても軽度である

6. 病後児保育利用時 施設の入口について

正面玄関ではなく、丸森まちづくりセンター側の入口からお入りください。

丸森たんぽぽこども園 園舎見取り図



入口の写真

